

令和元年メールマガジン第9号（2019年7月13日送信）

【今号の内容】

- ★★

- なお、在外投票のうち、在デンバー総領事館における「在外公館投票」は終了しました。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（１）～（３）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（１）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（２）不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

（３）投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会の[ホームページ](#)に掲載されています。

○候補者情報は[こちら](#)を御利用ください。

5. その他

※平成27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください。

・参議院選挙区の区割りの改訂等について（[総務省ホームページ](#)へ）

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL:303-534-1151

FAX:303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp